

# 平成19年第4回定例会意見書全文



結果一覧へ

## 地方議会制度の充実強化に関する意見書

国においては、現在、地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会を設置し、第二期地方分権改革の実現に向けて議論がなされているが、地方分権改革推進委員会の「中間的とりまとめ」においては、分権改革の方向性と具体的な検討課題が示され、また第29次地方制度調査会においては、「議会制度のあり方」等が審議されることとされている。

今後、第二期地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民の代表機関としての地方議会の役割は、一層重要性を増すことになるとともに、地方議会議員にはこれまで以上に議員活動を積極的に展開していくことが求められているのである。

このような中において、現状では、地方議会が行政執行を監視する場合には法令上さまざまな制約が設けられており、地方議会議員の位置づけについても、地方自治法上明文化されていないことから、議員の職務としての議員活動が、住民の理解を必ずしも十分に得られていないところである。

よって、本市議会は国に対し、地方議会が住民の負託にこたえ、その機能を十分に発揮するため地方議会制度の充実強化を図れるよう、下記の事項について強く要望するものである。

### 記

- 1 地方議会の組織・運営を制約している関係法令上の諸規定を撤廃するなど、地方議会の自主性・自立性を高める制度とすること。
- 2 地方議会議員の職責・職務を地方自治法に明文化し、法的位置づけを明確にすること。
- 3 地方議会議員の職務遂行の対価は、単なる役務の提供に対する対価としての「報酬」ではなく、広範な議員の諸活動に見合う「歳費」（仮称）に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 衆議院議長  
総務大臣 あて 参議院議長 あて



先頭へ

## 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくや口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOLを向上させ、国民医療費の節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。

また、多くの国民は、歯科医療について保険の適用範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし、現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。

例えば、平成18年の診療報酬改定では、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、日本歯周病学会員の82%が「歯周病の治療がでにくくなった」との調査結果（宮崎・鹿児島・沖縄3県歯科医師会会員並びに日本臨床歯周病学会会員アンケート）に端的に示されているように、事実上歯周病の治療・定期的管理は保険で行えなくなった。

また、義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに厳しい条件が附加されたために、従来以上に保険でよりよくかめる入れ歯の提供が困難になっている状況である。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療の確保さえ危ぶまれる状況に陥っているのである。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

よって、本市議会は国に対し、保険で歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、保険でよりよくかめる入れ歯が提供できるなど、保険でよりよい歯科医療が行えるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて 厚生労働大臣 あて



先頭へ

## 独立行政法人国民生活センターの機能充実を求める意見書

消費者問題は、情報通信技術の発展、国際化の進展等による消費生活の多様化・高度化により複雑化したことからトラブルが増加し、全国の自治体や国民生活センターに寄せられる相談件数も10年前に比べ約3倍となっている。また、近年頻発する生活に身近な製品であるエレベーター、ガス湯沸かし器、ストーブ、シュレッター等による事故により、国民の安全で安心な製品に対する関心は高まっている。

これまで、国民生活センターは、こうした国民の消費生活に関するトラブルなどに対応してきたが、平成16年6月に制定された消費者基本法第25条で消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあっせん及び相談等の中核的な機関としての役割が明確に位置づけられ、さらなる機能充実が求められている。

そうした中、政府は国の財政再建を図る一環として、独立行政法人の整理合理化計画の策定において、独立行政法人国民生活センターについては「国民生活センターの在り方等に関する検討会」を設置し、本年9月に見直し案をまとめた。

見直し案では、消費者と事業者の間に起きたトラブルのあっせんや調停、仲裁を行うADR(裁判外紛争解決手続)機能を追加したことは評価されるものの、苦情相談や商品テスト、研修事業等のこれまで国民生活センターが担ってきた機能の縮小が提案されるなど、消費者保護のための行政機能の充実とはほど遠いものである。

一方、地方自治体も国民生活センターと連携し消費者相談を行っているが、昨今の厳しい財政状況により全国の地方自治体の消費者行政関係の予算額は約116億円で10年前と比べ4割ほど減少しており、国民生活センターの機能充実を期待するところである。

よって、本市議会は国に対し、国民生活センターの今後のあり方については、消費者保護の観点からこれまで担ってきた機能を縮小することなく、さらなる機能充実を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 行政改革担当大臣  
総務大臣 あて 国民生活担当大臣 あて



先頭へ

## 原爆症認定制度の改善を求める意見書

原爆症認定訴訟が各地方裁判所で行われ、一部原告の訴えを認める判決が出された。判決は、厚生労働省が審査に当たり採用している原因確率を形式的に適用するのではなく、被爆時の状況や、被爆後の急性症状などを総合的に判断し救済を認める内容である。

国内には約25万2,000人の被爆者がおりその多くが、がんなど原子爆弾による放射線が原因と思われる重い疾病を発病し、日々病氣と闘いながら不安な毎日を送っている。

しかし、厚生労働省は、こうした被爆者の原爆症認定申請を却下し、かかる裁判において原爆症と認定すべきとする判決を受けずとも控訴し、結果として認定を拒んでいる。被爆から62年余が経過し被爆者も高齢となり、原告が裁判中に亡くなるなど、救済には一刻の猶予も許されぬ状況である。

よって、本市議会は国に対し、被爆者援護法の趣旨並びに司法判断等を踏まえ原爆症認定制度を被害の実態に即した制度に早急に改めることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて 厚生労働大臣 あて



先頭へ

## 日豪EPA(経済連携協定)締結交渉に関する意見書

本年4月から開始された日豪EPA(経済連携協定)締結交渉において、今後、オーストラリア政府は、我が国に対して、農産物も含む関税の全面的な撤廃を強く求めてくると見られている。

このオーストラリア政府の要求を受け入れ、農産物の輸入関税が撤廃されることになれば、我が国の農業が壊滅的な打撃を受けることは必至であり、政府の試算でも、小麦、牛肉、乳製品、砂糖といった輸入額の多い4品目で約8,000億円もの直接的な打撃を受けるとされている。

さらには、関連産業や地域経済への悪影響や、国土や環境の保全といった農業の持つ多面的機能、食料自給率等、その影響は我が国の社会全体に大きく波及することが懸念されており、躍動し賑わいを生む産業を展開する千葉市においても、首都圏という大消費地に立地するという特性を生かした都市型農業の健全な発展に大きな影響が及ぶと見込まれる。

また、ここ数年の見込まれる、オーストラリアの農業生産条件は極めて不安定なものであり、このような気象災害等による影響を受けやすいという状況に依存することは、国民の生活に不可欠な食料を安定的に供給するという我が国の食料安全保障を危うくする結果を招きかねない。

よって、本市議会は国に対し、日豪EPA締結交渉に当たり、下記の事項が実現されるよう強く要望するものである。

### 記

- 1 日豪EPA交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を交渉品目から除外するなど、例外措置を確保すること。
- 2 WTO交渉における従来の主張から譲歩することは、他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないため、これまでの主張に基づいた交渉を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 農林水産大臣  
外務大臣 あて 経済産業大臣 あて